



長野県報

7月22日(火)
平成15年
(2003年)
第1475号

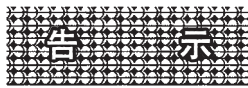
目次

告示

国土調査としての指定(農村整備課)	1
道路の供用開始(道路維持課)	1
道路の区域変更(道路維持課)	2

公告

平成16年度長野県看護専門学校学生の募集(医務課)	2
母子保健法施行規則に基づく指定養育医療機関からの名称等の変更の届出(保健予防課)	3
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室)	4
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	4
土地改良事業の施行についての同意(土地改良課)	4
平成15年度の長野県職員採用中級試験(短大卒業程度)、長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の実施(人事委員会事務局)	5
平成15年度の長野県警察職員採用初級試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会事務局)	9



長野県告示第368号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
埴科郡戸倉町	埴科郡戸倉町大字千本柳の一部	平成16年3月31日まで
上水内郡中条村	上水内郡中条村大字御山里及び大字住良木の各一部	平成16年3月31日まで

農村整備課

長野県告示第369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 信濃信州新線
 - (2) 供用を開始する区間
上水内郡信濃町大字柏原字黒姫4481番の63地先から
上水内郡信濃町大字柏原字黒姫山4289番の81地先まで
 - (3) 供用を開始する期日 平成15年7月22日
- 2(1) 路線名 古間停車場野尻線
 - (2) 供用を開始する区間
上水内郡信濃町大字野尻字役屋敷659番の1地先から
上水内郡信濃町大字野尻字一盃清水863番の1地先まで
 - (3) 供用を開始する期日 平成15年7月23日

道路維持課

長野県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南安曇郡梓川村大字梓7092番の10地先から 南安曇郡梓川村大字梓7123番の4地先まで	旧	6.0~17.5 ^m	0.1335 ^{km}
		12.0~54.0	0.1503
同 上	新	12.0~54.0	0.1503

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 波田北大妻豊科線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南安曇郡梓川村大字梓1434番の1地先から 南安曇郡梓川村大字梓1795番の1地先まで	旧	3.5~15.1 ^m	0.1300 ^{km}
		12.0~38.5	0.1515
同 上	新	12.0~38.5	0.1515

道路維持課



公告

平成16年度長野県看護専門学校学生を次のとおり募集します。

平成15年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員等

名称及び所在地	募集人員	修業年限	出 願 資 格
長野県須坂看護専門学校 (以下「須坂看護専門学校」という。 須坂市臥竜2丁目20番1号 (郵便番号 382-0028) (電話 026-248-8311))	40	3年	学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者(平成16年3月卒業見込みの者を含む。)又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者
	20	2年	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定に基づき准看護師の免許を受けた者で次のいずれかに該当するもの(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)
長野県木曾看護専門学校 (以下「木曾看護専門学校」という。 木曾郡木曾福島町6257-2 (郵便番号 397-0001) (電話 0264-22-4057))	30	2年	(1) 免許を受けた後、3年以上看護業務に従事している者
			(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者